

消防計画

放課後等デイサービスだんてらいおん

消防計画

法人名：合同会社 まんぼう

事業所名：放課後等デイサービスだんでらいおん

(目的)

第1条 この計画は、消防第8条第1項に基づきだんでらいおんにおける防災管理業務についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適応範囲は建物全体の従業員及び出入りする全ての者とする。

(管理権限者の責任等)

第3条 管理権原者は防災管理業務について、管理的又は監督的立場にあり、すべての責任をもつもので、次の業務を行うものとする。

- (1) 防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し防火管理業務を行わせねばならない。
- (2) 管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示をあたえなければならない。
- (3) 防火上の建築構造の不備や消防用設備の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の業務)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行について全ての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 建物の自主検査の実施及び報告
- (4) 消火用設備等（消火器、自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯）の法定点検・設備の実施及びその立ち合い
- (5) 火気を使用する設置器具、電気設備等の検査・点検
- (6) 収容人員の管理
- (7) 従業員への火災予防対策及び火災発生時に行うべき行動の周知徹底
- (8) 消防署から配布された広報紙の提出及び管理
- (9) 増改築の工事を行うときは、別途「工事中の消防計画」を消防機関に提出する。
- (10) 放火防止対策の推進
- (11) その他、防火防災に関すること

(従業員の防火管理対策)

第5条 放課後等デイサービスだんでらいおんの従業員は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 火気の使用に際しては、消火器を近くに置くこと
- (2) 火気管理は、使用責任者がすること
- (3) 灰皿等の準備なく喫煙をしてはならない、灰皿は必ず使用者が後始末をすること
- (4) 業務の終了時には使用責任者が火の始末、各戸締り等の確認をすること
- (5) 階段、通路等における燃えやすい物非難障害となる物品の除去
- (6) 消防用設備等の周囲における使用障害となる物品の除去
- (7) 消防、防犯訓練の積極的な参加

(防災管理委員会)

第6条 防災管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会(以下「委員会」という)を次のとおり設置する。

- (1) 委員会の構成は上野律子を委員長とし、委員として他の常勤を充てる。
- (2) 委員会は、必要があるとき委員長が召集する。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 消防計画の変更に関すること。
- (2) 防火、避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (3) 消防訓練組織の編成及び装備に関すること。
- (4) 自衛消防組織の編成及び装備に関すること。
- (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
- (6) その他、防火防災に関すること。

(自衛消防組織の設置)

第8条 火災及び地震等の災害発生時に被害を軽減するため、自衛消防隊を設置する。なお、編成及び主たる任務は別紙のとおりとする。

(消防機関との連絡)

第9条 管理権限者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

(1) 防火管理者選任(解任)届出

防災管理者を選任したとき、又はこれを解任したときに管理権限者が届出ること。

(2) 消防計画作成(変更)届出

消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項に該当したときに防火管理者が届出ること。

ア 管理権限者又は防火管理者の変更

イ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・設備、避難設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更

(3) 消防用設備等点検結果の報告

消防用設備等点検結果報告書を1年に1回、管理権限者及び防火管理者が確認し報告すること。

(4) 消防訓練実施の通報

消防訓練を実施するときは防火管理者があらかじめ消防機関へ通報すること。

(5) その他

建物及び諸設備の配置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防災管理業務資料等の設備)

第10条 防災管理者は前条で報告又は届出した書類及び防災管理に必要な書類等を本計画と一括して、整備、保管しておくこと。

(点検、検査の実施)

第11条 防災管理者は、次の点呼及び検査を行う。

(1) 日常の火災予防における点検

ア 建物内における消防用設備等の点検及び使用障害となる物品の除去

イ 階段・通路等・の避難経路上における非難障害となる物品の除去

ウ 建物周囲の可燃物の除去

(2) 自主的に行う検査・点検

日常的に行う自主検査

ア 日常的に行う自主検査は、「自主検査チェック表(日常)」に基づき点検するものとする。

イ 定期的に行う自主検査

建物等の自主検査は、「自主検査チェック表(定期)」に基づき点検するものとし、実施時期は3月と9月の年2回とする。

ウ 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の自主点検は「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき点検するものとし、実施時期は3月と9月の年2回とする。

(3) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検の実施時期は3月と9月の年2回とする。

(火災発生時の行動について)

第12条 火災が発生した場合、次の処置を行うものとする。

- (1) 火災を発生させた者又は火災を発見した者は、大声で他の者に知らせる。
- (2) 119番通報は、火災を発生させた者又は他の従業員が協力して行う。
- (3) すぐに消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- (4) 初期消火は、消防隊が到着するまで従業員が協力して行う。
- (5) 初期消火には消防用設備の消火器を用いて消化する。
- (6) 玄関から避難できない場合は、窓等から安全な場所へ避難を行う。
- (7) 従業員は協力して負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、防火管理者に報告する。

(大規模地震対策について)

第13条 大規模地震による被害を軽減するため、次の事項を実施する。

- (1) 棚等、地震によって転倒の危険があるものは転倒防止措置を行う。
- (2) 火気使用設備、器具からの出火防止措置を行う。
- (3) 高所に置かれた重量物にあたっては、低所に移動または確実に固定する。

(洪水対策について)

第14条 暴風、大雨洪水による被害を軽減するため、次の事項を実施する。

- (1) 洪水によって水が侵入する恐れがある場合予め土嚢を積む防止措置を行う。
- (2) 電気設備、器具からの漏電出火に備えブレーカーを切り防止措置を行う。
- (3) 暴風にあたっては、施設から付属物等飛ばないように確実に固定又はしまう。
- (4) 防災関係機関の避難命令により、第一次避難場所(岡自治会館)第二次避難場所(治田小学校)にする。

- (5) 管理権限者は、災害用備品を確保するとともに、定期的に点検をする。
- (6) 管理権限者は、救急用機材を確保するとともに、定期的に点検する。

(地震発生時の行動について)

第 15 条 地震が発生した場合には、次の安全措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 使用中の火気の消火及び電源の遮断を行う。
- (3) 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- (4) 防災関係機関の避難命令により、第一次避難場所(岡自治会館)及び第二次避難場所(治田小学校)に避難する。
- (5) 地震に関する警戒宣言が発せられた場合は、火気の使用の自粛又は使用中の監視を行う。

(消防訓練、防災訓練について)

第 16 条 防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、その被害を軽減するため従業員に対して、消火、通報、避難の訓練及び防災訓練を行う。

(訓練の実施時期)

第 17 条 防災管理者は、消火、通報、避難の訓練及び防火訓練を 3 月と 9 月の年 2 回実施する。

(避難経路図)

第 18 条 防災管理者は、人命の安全を確保するため、消防用設備の配置図及び野外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を別紙の通りに作成し、従業員に対して周知徹底を行う。

附則

この計画は令和 7 年 9 月 1 日より実施する。